市町村議会で議決した意見書（平成28年9月～12月）

平成28年12月28日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	盛　岡　市	農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書	H28.12.22	1
2	宮　古　市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書	H28.9.29	2
3	宮　古　市	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	H28.9.29	3
4	宮　古　市	農協改革及び指定生乳生産者団体制度の維持に関する意見書	H28.12.22	4
5	大 船 渡 市	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書	H28.12.20	5
6	北　上　市	農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書	H28.12.15	6
7	北　上　市	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書	H28.12.15	7
8	遠　野　市	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書	H28.12.9	8
9	遠　野　市	農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書	H28.12.9	9
10	一　関　市	介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修等の継続を求める意見書	H28.9.26	10
11	一　関　市	農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書	H28.12.16	11
12	一　関　市	減反廃止に向けた激減緩和措置である飼料用米の交付金の現行制度堅持を求める意見書	H28.12.16	12
13	一　関　市	「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書	H28.12.16	13
14	一　関　市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1に戻すための、2017年度政府予算に係る意見書	H28.12.16	14
15	一　関　市	私学助成の充実を求める意見書	H28.12.16	15
16	陸前高田市	農協改革に関する意見書	H28.12.13	16
17	釜　石　市	道路・河川の早期復旧及び河川の浚渫を求める意見書	H28.11.25	17
18	釜　石　市	降雨及び河川の監視体制の強化を求める意見書	H28.11.25	18
19	釜　石　市	河川の早期復旧及び河川の浚渫を求める意見書	H28.11.25	19
20	釜　石　市	医療費助成で現物給付を導入している自治体に対する国庫負担金削減の撤廃を求める意見書	H28.12.16	20
21	二　戸　市	「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書	H28.12.20	21
22	二　戸　市	農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書	H28.12.20	22
23	二　戸　市	自衛隊の南スーダンからの撤退を求める意見書	H28.12.20	23

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
24	八幡平市	免税軽油制度の継続を求める意見書	H28.12.16	24
25	八幡平市	農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書	H28.12.16	25
26	八幡平市	「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書	H28.12.16	26
27	奥州市	米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV－22オスプレイの配備の即時撤去を求める意見書	H28.12.22	27
28	奥州市	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	H28.12.22	28
29	奥州市	私学教育の充実と発展を求める意見書	H28.12.22	29
30	奥州市	南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書	H28.12.22	30
31	奥州市	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書	H28.12.22	31
32	奥州市	「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書	H28.12.22	32
33	奥州市	索道事業等に係る免税軽油制度の継続を求める意見書	H28.12.22	33
34	滝沢市	私学助成の充実を求める意見書	H28.9.30	34
35	滝沢市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書	H28.9.30	35
36	滝沢市	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書	H28.12.16	36
37	雫石町	義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成29年度政府予算に係る意見書	H28.9.20	37
38	雫石町	教職員定数改善をはかるための、平成29年度政府予算に係る意見書	H28.9.20	38
39	雫石町	私学教育の充実、発展を求める意見書	H28.9.20	39
40	雫石町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.12	40
41	岩手町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.9	41
42	金ケ崎町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.13	42
43	金ケ崎町	私学助成の充実に関する意見書	H28.12.13	43
44	金ケ崎町	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書	H28.12.13	44
45	平泉町	農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書	H28.12.15	45
46	平泉町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.15	46

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
47	住　田　町	カジノを合法化する統合型リゾート（IR）推進法案の廃案を求める意見書	H28.12.7	47
48	住　田　町	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書	H28.12.9	48
49	住　田　町	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	H28.12.9	49
50	住　田　町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.9	50
51	山　田　町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.20	51
52	山　田　町	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書	H28.12.20	52
53	岩　泉　町	台風第10号の大雨等による被害に対する支援を求める意見書	H28.11.18	53
54	岩　泉　町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.9	56
55	岩　泉　町	農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書	H28.12.9	57
56	田野畑村	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.15	58
57	田野畑村	農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書	H28.12.15	59
58	普　代　村	農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書	H28.12.15	60
59	普　代　村	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.15	61
60	軽　米　町	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書	H28.9.16	62
61	軽　米　町	私学助成の充実を求める意見書	H28.9.16	63
62	軽　米　町	安全保障関連法の具体化と発動に反対し、南スーダンから自衛隊部隊の撤退を求める意見書	H28.9.16	64
63	軽　米　町	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書	H28.12.15	65
64	洋　野　町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.6	66
65	洋　野　町	農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書	H28.12.6	67
66	一　戸　町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.14	68
67	一　戸　町	農協改革に関する意見書	H28.12.14	69

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、地方創生規制改革担当大臣 【件　　　名】農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書 平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループは、「農協改革に関する意見」を公表しました。その内容は、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものでありました。 その後、与党との調整により、農協の存続にかかわる急進的な提言は排除され、今回の改革に盛り込むことは見送られましたが、これからも、協同組合原則を無視した規制改革が進められる懸念があります。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきです。 また同日、農業ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」もあわせて公表しました。指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、一定の条件整備を前提に加工原料乳生産者補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認されました。 指定生乳生産者団体制度及び加工原料乳生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大を図る仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度です。 よって、国においては、下記事項について取り組むよう強く求めます。 記 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態にかんがみ、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 28 年９月 29 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 （趣旨） 子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であることから、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を強く要望する。 （理由） 日本は、OECD 諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。 しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。 子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。 よって、国においては、2017 年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望する。 記 １　子どもたちの教育改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 28 年９月 29 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書 （趣旨） 　年金の削減は、高齢者だけの問題ではなく低賃金の非正規雇用で働く若者や女性など将来の年金生活者にとっても大変深刻な問題であることから、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を強く要望する。 （理由） 　厚生労働省は、2015 年度の年金を 0.9％増額改定したが、この改定は、本来、物価の上昇に比例して 2.7％増額すべきところを、2004 年の年金制度の改定を受け、より低い賃金上昇率 2.3％から年金の特例水準解消のためとする 0.5％を減じたうえに、マクロ経済スライドの適用でさらに 0.9％減額し、結果として 0.9％の増額改定にとどめたことによるものである。 　2015 年に初めて適用されたマクロ経済スライドは、今後にわたって年金削減の流れを作るものになり、高齢者だけの問題ではなく低賃金の非正規雇用で働く若者や女性など将来の年金生活者にとっても大変深刻な問題である。 　年金は高齢者の生活を支えており、そのほとんどが消費に回る。そのため、年金の増減は、地域経済と地方財政に大きな影響を与えている。 　また、国民の生存権を守るためにも、全額国庫負担の最低保障年金制度は必要であり、年金の毎月支給についても、国際的には年金制度のあるほとんどの国で実施しており、年金生活者、特に低年金者にとっては切実な問題である。 　よって、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現へ向け、下記事項が実現されるよう強く要望する。 記 １　年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 ２　年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。 ３　全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。 ４　年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。 　以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、 内閣府特命担当大臣（規制改革） 【件　　　名】農協改革及び指定生乳生産者団体制度の維持に関する意見書 （趣旨） 農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保が図られるよう強く要望する。 （理由） 中山間地域を多く抱えた当地域において、ＪＡは農業振興や地域経済の維持や発展、地域住民のコミュニティに大きな役割を果たしている。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。 また、指定生乳生産者団体制度及び生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大を図る仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。 よって国においては、次の事項について取り組むよう強く要望する。 記 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した介入は行わないとともに、本市の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳が持つ腐敗しやすく貯蔵性がないという特性を踏まえ酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、現行の指定生乳生産者団体制度を維持すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 ＪＡおおふなとは、昨年 11 月に開催されました第 44 回ＪＡ岩手県大会において、「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「結びつき強化」を基本目標として、自己改革に取り組むことが決議されたことから、ＪＡグループと共に～時代環境の変化に挑戦し「新たな芽」を育てよう～をスローガンに平成 28 年度を初年度とする第５次中期３ヶ年計画を策定し、創造的自己改革の実践にまい進しているところであります。 このような中、11 月 11 日に政府の規制改革推進会議農業ワーキング・グループが、農業改革に関する提言を公表しました。 「農協改革に関する意見」では、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、一方的な内容となっています。 これは、組合員が組織し、運営するＪＡの事業・組織の在り方への過剰な介入と言わざるを得ず、全農経済事業やＪＡ信用事業の機能と役割を無視した内容であり、組織の弱体化を狙ったものと言わざるを得ません。 また、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」では、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止など、需給調整の混乱を招く恐れがある内容となっており、生産現場は不安と憤りを抱えています。 つきましては、政府が現在進めようとしている農協改革・指定生乳生産者団体制度の見直しについては認められません。 よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望します。 記 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合としての自主性を損なうような介入は行わないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書 平成 25 年度まで実施された「農業者戸別所得補償制度」は、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、国が標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を全国一律単価として交付する制度で、米については生産数量目標に従って生産した販売農業者等を対象に 10 アール当たり 15,000 円が交付され、経営継続を支援してきました。 しかし、その制度は平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については 10 アール当たり 7,500 円の交付金へと引き下げられました。さらには、平成 30 年産米からはこの交付金も廃止されようとしています。 米価はいまだ低迷が続いています。こうした状況において、農業者が所得の安定により継続的・持続的な営農を維持するためには、当面の間は農産物の生産費を補てんする「農業者戸別所得補償制度」の復活が必要であると考えます。 よって、国及び政府関係機関に対し、農業者戸別所得補償制度を復活させることを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 平成 28 年 11 月 11 日、政府の規制改革推進会議農業ワーキンググループは、「農協改革に関する意見」と「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」を公表しました。「農協改革に関する意見」は、全農の農産物委託販売の廃止、全量買取り販売への転換、及び信用事業を営む地域農協を３年後目途に半減させることなど、全農経済事業や信用事業の機能と役割を無視した内容でありました。 また、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」は、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付及び指定団体への全量委託を原則廃止することなど、需給調整の混乱を招くおそれがあり、生産者が不安と憤りを抱える内容でありました。 農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきです。また、指定生乳生産者団体制度及び生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、極めて重要な制度であります。 その後の与党との調整により、修正は図られたものの、今回の提言のようにＪＡの解体を招くおそれがあるなど、現実的ではない事業・組織の見直しや混乱を招きかねない制度改革は避けるべきものと考えるものであります。 よって国においては、次の事項について取り組むよう強く要望します。 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合としての自主性を損なうことがないよう、不当な介入は行わないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキンググループから、「農協改革に関する意見」が公表された。その内容は、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買い取り販売への転換や、信用事業を営むＪＡを、３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への過剰な介入と言わざるを得ないものであったが、その後の与党との調整により、現実的でない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。 中山間地を抱えた当市においては、ＪＡは無くてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。今回の意見のように、ＪＡの解体を招くような事業及び経営への介入は、避けるべきである。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進めるべきである。 また同日、農業ワーキンググループは、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も併せて公表した。指定団体以外に出荷する生乳への補助金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、一定の条件整備を前提に補助金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。 指定生乳生産者団体制度および生産者補助金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。 ついては、下記事項について、地方自治法第 99 号の規定により意見書を提出する。 記 １　農協改革については、農協が自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した過剰な介入は行わないとともに、当市の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的でない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書 　米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。 　農業政策においては、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では、規模を拡大した集落営農組織や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。 　平成 25 年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）の差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」が設けられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。 　平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、コメについては 10 アール当たり 7,500 円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度も平成 30 年度産米から廃止されようとしています。 　これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済がますます困難に直面することは明らかです。 　今こそ、欧米では当たり前となっている、農業経営を下支えする政策の確立が必要であると考えます。そうした観点から、生産費を補う農業者戸別所得補償制度を復活させ、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。 　ついては、下記の事項について、地方自治法第 99 号の規定により意見書を提出します。 記 1　農業者戸別所得補償制度を復活させること。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 28 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 社会保障・税一体改革担当大臣 【件　　　名】介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修等の継続を求める意見書 平成 27 年 6 月 30 日、経済財政と改革の基本方針 2015（骨太の方針 2015）が閣議決定された。 この方針には、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具貸与及び要介護１～２の方々への介護サービス等について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含めた検討を行うことが盛り込まれている。 また、財政制度審議会においては、軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修費等について、原則として自己負担とする制度への切り替えが提案されている。 しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、適切なサービスを提供するものであり、高齢者の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図る極めて重要な役割を果たしている。 仮に、福祉用具貸与や住宅改修費が自己負担となれば、手すり、歩行器等の利用が減少し、転倒、骨折等の発生が増加、また、要介護１～２の方々を介護保険から除外することは介護度の重度化となる可能性が増加し、最終的には、かえって、介護保険給付の増大につながるおそれがある。 よって、国においては、軽度者向けの福祉用具貸与、住宅改修及び要介護１～２の方々への介護サービス等について、現行の制度のとおり、介護保険給付の対象として継続することを強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書 農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保がはかられるよう強く要望する。 理由 平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループから、「農協改革に関する意見」が公表された。 その内容は、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への介入と言わざるを得ないものであったが、その後の与党との調整により、現実的ではない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。 中山間地を抱えた当地域において、ＪＡはなくてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。 今回の提言のように、ＪＡの解体を招くような事業および経営への介入は、到底承服することができない。 農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。 また同日、農業ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も併せて公表した。 指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、条件整備を前提に補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。 指定生乳生産者団体制度および生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。 よって国においては、下記の事項について取り組むよう強く要望する。 記 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】減反廃止に向けた激減緩和措置である飼料用米の交付金の現行制度堅持を求める意見書 政府は、農業の成長産業化を重点戦略として掲げ、さまざまな見直しを実施している。 このなかで、飼料用米生産に対する交付金の見直しの検討を開始し、財務省の財政制度審議会は、2017 年度予算編成に向けた建議のなかで、収益性の低い飼料用米への交付金に見直しを求めている。 飼料用米の生産は、2014 年度以降に収穫量に応じた交付金とし、現在では最大で 10 アール当たり、10 万 5,000 円である。 飼料用米の生産面積は 2013 年には 2.2 万ヘクタールであったが、2015 年には 8.0 万ヘクタールで、生産量も 11.5 万トンから 42.1 万トンとなった。 当市でも、2015 年度には水田面積の 5.3%にあたる 610.5 ヘクタールで飼料米生産を実施し、約５億 4,000 万円の交付となっている。 この飼料用米生産のため、直播田植機などの農業機械の導入を図り、乾燥調整施設や畜産農家にあっては、配合飼料工場を整備するなど、今後の生産振興に期待して設備投資を行っている。 政府では、2025 年度目標として 110 万トンとしており、この際の交付金は 1,000 億円と想定しているなか、交付金の財政負担の増大等を理由にした現在の制度の見直しは、農政の不信を招きかねない。 また、この飼料用米生産の多くは、農地中間管理事業で農地の集積を行っている大規模な農業生産法人等で推進しており、この法人等は水田の多面的機能の維持にも大きく貢献しているため、水田の制度が変更になれば、その及ぼす影響は大きく、農地、農村の維持の弱体化になることが懸念される。 よって、飼料用米生産の交付金は、現行制度を維持することを強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書 米価が生産費を下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が続いています。 また「安い米」の定着によって、生産者だけでなく流通業者の経営にも影響を与える状況となっています。 こうしたなかで政府は、農地を集積し大規模・効率化を図ろうとしていますが、今日の低米価では規模拡大した集落営農や農業法人でも経営危機に陥りかねません。 平成 25 年度までは主要農産物(米・麦・大豆など)の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用(全国平均)と販売価格(全国平均)の差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」により、10 アール当たり 15,000 円が交付され、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。 平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に切りかわり、稲作については 10 アール当たり 7,500 円の交付金となっています。 さらに、この制度も平成 30 年産米から廃止されようとしています。 これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済は益々疲弊してしまうこととなります。 私たちは、今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。 そうした観点から、生産費を補う「農業者戸別所得補償制度」を復活させ、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１に戻すための、2017 年度政府予算に係る意見書 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後９年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障がいのある子供たちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員もふえています。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017 年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、強く要望いたします。 記 １　子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に戻すこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒１人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革に関する意見書 政府は、全国農業協同組合連合会（ＪＡ全農）の事業刷新や農産物の輸出競争力強化などを盛り込んだ農協改革方針を正式決定した。 この「農協改革」は、農産物委託販売を廃止し全量買取販売へ転換することや購買事業の組織の見直し、また、生乳の流通においては、指定団体以外に販売する酪農家への補給金の交付や経営管理が適切な農業経営者を対象に収入減の一定部分を補う収入保険制度も導入する内容となっている。 政府においては、平成２６年から平成３１年までの５年間を農協改革集中期間とし、農協に対し、重大な危機感をもって自己改革を実行するよう要請した。その要請に基づき、ＪＡ全農においては、農業者の所得向上、農業生産の拡大、地域活性化を目的とした自己改革の実践を進めており、その途上にある。組合員、農業者の立場に立った自己改革の着実な実践こそ見守るべきであり、政府による介入は時期尚早である。 また、営農指導や集落法人の設立、新規就農者の育成、地域農産物のブランド化等に精力的に取り組んでいる本市農業において、農業協同組合は、総合的な活動を通じて、組合員や地域住民の暮らしに密接に関わっている。生乳の流通においては、需給調整の混乱を招く恐れがあり、生産現場は不安を抱えている。 このように、小規模経営農家を中心とした中山間地である当地域にもたらす影響の大きさを鑑みると、この改革の内容は性急であり、容認できるものではない。 よって国においては、農協改革に当たっては、農協の自己改革を尊重し、農業の振興と組合員の利益に資することを基本として、慎重かつ十分な審議を行うよう強く求める。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 28 年 11 月 25 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】道路・河川の早期復旧及び河川の浚渫を求める意見書 台風第 10 号による災害対応では、沿岸広域振興局土木部におかれましては、県道 35 号釜石遠野線の通行機能確保のため、同路線及び鵜住居川の応急工事に鋭意ご尽力をいただいております。 また、応急工事に際しましては市道の応急復旧工事の実施との調整や、災害箇所の情報提供など数多くのご配慮をいただいております。 部局の迅速で適切な対応により、早期に栗橋地区の孤立状態を解消できましたこと、心から感謝を申し上げます。 つきましては、本復旧工事の実施に向けて必要な支援を行うことを強く要望するものであります。 記 １　台風第 10 号により甚大な被害を受けた県道 35 号釜石遠野線は、栗橋地区の重要な幹線道路であり、加えて平成 27 年 7 月に「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つとして、ユネスコの世界遺産登録を受けた橋野鉄鉱山へのルートとなっていることから、その早期復旧について県道に隣接する鵜住居川の復旧と併せ早期の実施をお願いいたします。 ２　台風によって各河川の河道が変動するなど、河川管理に不要な土砂等の堆積箇所が変わったものと考えており、河川の不要な堆積物等の箇所把握とその除去に努めていただきますとともに、定期的、継続的な河川浚渫をお願いいたします。 ３　東日本大震災により被災し、再建したばかりであるが、台風 10 号による鵜住居川の氾濫で「鵜住居川さけますふ化場」は甚大な被害を受けました。今後も被害が懸念される状況でありますことから、当該施設の上下流河川堤防の整備について、早期の実施をお願いいたします。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 28 年 11 月 25 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】降雨及び河川の監視体制の強化を求める意見書 当市において、台風第 10 号の降雨では、河川の氾濫や土砂崩落などにより、住宅被害のほか、道路や橋りょう、農林業施設等に甚大な被害を受けております。 近年、地球温暖化の影響等により大雨や局地的降雨が発生するなど、雨の降り方が変わってきており、今後も今回の台風被害と同等、またはそれを上回る災害が発生する可能性があります。 しかしながら、当市における雨量及び水位観測体制は脆弱な状況であり、住民の危険を早めに察知するためには、観測体制の強化が必要となっております。 つきましては、市災害対策本部として、避難情報の発表の重要な指標となる各地区における降雨量や河川水位を把握するため、また、住民が河川氾濫等の危険性を早期察知可能な体制を整備するため、必要な対策を講じるよう強く要望いたします。 記 １　雨量観測所及び水位観測所を増設すること。 ２　河川水位警戒標識（量水標）を設置すること。 ３　岩手県河川情報システムが安定的に機能するよう対策を講じること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 28 年 11 月 25 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣 【件　　　名】河川の早期復旧及び河川の浚渫を求める意見書 東日本大震災からの早期復旧・復興の取組みを懸命に進める中で、平成 28 年 8 月に襲来した台風第 10 号は、当市に甚大な被害をもたらしております。 特にも、台風第 10 号がもたらした豪雨により、市内の各河川は河道が大きく変動したり、一部で氾濫しており、各河川の早期復旧と定期的・継続的な河川の浚渫を強く求めるものであります。 つきましては、国において被害の実情を十分に勘案し、台風第 10 号がもたらした被害からの早期の復旧に万全を期すため、直ちに対策を講じていただくよう要望します。 記 1　当市内の河川の早期復旧及び河川の浚渫に必要な施策の推進と財政支援を講じること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】医療費助成で現物給付を導入している自治体に対する国庫負担金削減の撤廃を求める意見書 本県の医療費助成制度は、就学前児童及び妊産婦について、平成 28 年 8 月より現物給付が導入されましたが、その他の助成対象者は償還払いです。 一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済みます。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限限度額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要であり、そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要です。 しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの国民健康保険に係る国庫負担金が削減されてしまいます。住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すことには疑問を禁じ得ません。 以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現するよう求めます。 記 １．国は現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の削減をやめること 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書 米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは米を作り続けられない」という状況が生まれている。また、「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっている。 こうした中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしているが、この低米価では規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねない。 平成２５年までは、主要農作物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）の差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えてきた。 平成２６年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については１０アールあたり７，５００円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊している。しかも、この制度も平成３０年産米から廃止されようとしている。 これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかである。 今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要と考える。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧、地域経済、環境及び国土を守ることを求める。 以上の趣旨から、下記事項について強く求める。 記 １．農業者戸別補償制度を復活させること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書 平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキング･グループから「農協改革に関する意見」が公表された。その内容は、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものであったが、その後の与党との調整により、現実的ではない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。 中山間地を抱えた当地域において、ＪＡは無くてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティに大きな役割を果たしている。今回の提言のように、ＪＡの解体を招くような事業及び経営への介入は、到底承服することができない。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。 また同日、農業ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も併せて公表した。指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、条件整備を前提に補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。 指定生乳生産者団体制度及び生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大を図る仕組みであり、中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。 よって、国においては、次の事項について取り組むよう強く要望する。 １．農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２．指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性を踏まえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】自衛隊の南スーダンからの撤退を求める意見書 政府は、陸上自衛隊を内戦状態にある南スーダンに派遣しました。このことは、自衛隊が殺し殺される初めての事態になりかねません。 自衛隊が海外で武力行使することは、憲法上許されません。日本を再び戦争する国にしてはなりません。 自衛隊は今まで大きな災害が発生するたびに出動し、復旧のために、人命救助のために働いてきました。 このような自衛隊員の命を危険にさらすべきではありません。 以上の立場から、政府は南スーダンから一日も早く自衛隊を撤退させることを求めるものです。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣 【件　　　名】免税軽油制度の継続を求める意見書 これまで観光レジャー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正に伴い、平成 30 年３月末で廃止される状況にある。 免税軽油制度は、軽油引取税（１リットル当たり 32 円 10 銭）を免除する制度で、農業用機械や鉄道、船舶、製造業、倉庫、港湾での荷役用途車両など、道路を使用しない車両、機械の燃料用の軽油については免税が認められてきたものである。 当市においても、索道事業者が使うスキー場のコース整備のためのゲレンデ整備車、人工降雪機、管理車両等の軽油について、申請に基づき免税が認められてきており、大きな援助制度となっていたものである。 この制度がなくなれば、スキー場等の市内観光レジャー産業が大きな負担増を強いられ、益々事業の経営維持が困難になるとともに、農林業などにも計り知れない悪影響を与えることとなる。 特に、スキー場は、観光立国推進閣僚会議が推進する「観光ビジョン実現プログラム」においても重要なコンテンツとなっているが、WiFi 環境整備や多言語対応など、事業者の負担も増大しているところである。 よって、国においては、免税軽油制度が継続されるよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書 平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループから、「農協改革に関する意見」が公表された。その内容は、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものであったが、その後の与党との調整により、現実的ではない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。 中山間地を抱えた当地域において、ＪＡは、なくてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティに大きな役割を果たしている。今回の提言のように、ＪＡの解体を招くような事業及び経営への介入は、到底承服することができない。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。 また、同日、農業ワーキング・グループは、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も併せて公表した。指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、一定の条件整備を前提に、補給金の交付対象者の拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。 指定生乳生産者団体制度及び生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて、酪農経営の安定と所得増大を図る仕組みであり、特に、中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。 以上の理由から、農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保が図られるよう、国においては、下記の事項について取り組むよう強く要望する。 記 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、地域の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性を踏まえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書 米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれている。また、「安い米」の定着によって、生産者だけでなく、米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっている。 このような中で、政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしているが、この低米価では、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねない。 平成 25 年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）の差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」が取られ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていた。 平成 26 年度からは、「経営所得安定対策」に切り替わり、米については、10 アール当たり 7,500 円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊してきている。しかも、この制度も平成 30 年産米から廃止されようとしている。 これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかである。 以上の観点から、経営を下支えする政策を確立することが必要であると考え、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させ、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るよう要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣 【件　　　名】米海兵隊の垂直離着陸輸送機ＭＶ－２２オスプレイの配備の即時撤去を求める意見書 平成 28 年 12 月 13 日午後９時半ごろ、沖縄本島東海岸から約 80 メートル離れた名護市安部沖の浅瀬に米軍普天間飛行場所属の海兵隊の垂直離着陸輸送機ＭＶ－２２オスプレイが訓練中に墜落し、大破するという重大事故が発生した。 また、事故機とは別に、同型機のオスプレイが同日夜に普天間飛行場に胴体着陸の事故も発生している。 垂直離着陸輸送機ＭＶ－２２オスプレイは開発段階から過去にも墜落死亡事故が相次ぎ、安全性に疑問が持たれてきた。 一連の事故の発生に対し、ローレンス・ニコルソン四軍調整官は、パイロットの対応は「被害を与えず感謝されるべき」と発言し、さらに波紋を広げている。 さらに今回も米軍及び沖縄県警で規制し、事故現場に日米地位協定第 17 条により、調査すべき日本の機関が近寄れない事態を惹起している。 このような安全確保ができない状況下で、米軍が垂直離着陸輸送機ＭＶ－２２オスプレイの吊り下げ訓練などの訓練を地域住民の強い反対にもかかわらず強行する行為は許されるものではない。 岩手県を含め全国での飛行訓練ルートが設定されており一本木の自衛隊基地にも飛来しており、沖縄県にとどまらない問題である。 よって、日本政府に対して、下記事項について強く要求し地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 記 １．垂直離着陸輸送機ＭＶ－２２オスプレイの日本国内での訓練を中止させ、撤去を求めること。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書 地方創生が、わが国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割はますます重要となっています。 こうした状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。 また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては都市部を中心に議員の専業化が進んでいます。 一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。 こうした状況に鑑み、国民の幅広い層からの政治参加と地方議会議員の人材確保の観点から、議員及びその遺族の生活安定と福祉向上を図るため、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 岩手県知事 【件　　　名】私学教育の充実と発展を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実と発展に寄与しています。 現在、少子化などにより私立学校の経営基盤は厳しい環境におかれており、私立学校に通わせる保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、私立学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっています。 こうした状況の中で、教育諸条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、国及び県においては、このような私学教育を取り巻く実情を勘案し、過疎地域の私立学校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実するよう強く求めるものです。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣 【件　　　名】南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書 政府はこの平成 28 年 11 月に、南スーダンに新たな任務を持ったＰＫＯへの自衛隊派遣を決め、同月 20 日に、陸上自衛隊第 11 次派遣隊のうち 130 人が現地に出発した。 新たな任務というのは、「駆け付け警護」などでこれまでのＰＫＯの任務とは大きく異なり、自衛隊だけでなく他国の軍隊や国連の指揮下のＰＫＯ部隊が危機の時、武器を使用し、警護するということです。マスコミは、「自衛隊・新任務の訓練着手」「安保法運用で武器使用の可能性」などと報じているように大きな任務の変質となります。 日本はこれまで戦後 70 年余、自衛隊が海外で武器を使い他国民を殺すことは皆無であったし、自衛隊員が海外で殺されることもありませんでした。これは、私たち日本国民が誇れることです。 しかし今回、自衛隊員がこの新たな任務で派遣され、「殺し、殺される」ことが現実味を帯びることは指摘されているとおり重大なことです。 先の太平洋戦争で奥州市内の旧 5 市町村でも 3,695 人が海外で命を落とし、多くの若者が犠牲になりました。そして、全国では 300 万人余の命が失われました。決して繰り返してはならないことです。奥州市内の少なくない若者も自衛隊に参加し、災害復旧や我が国の緊急自衛の任務についています。それは、海外で武力を行使することを念頭にした自衛隊参加ではないはずです。若者の命を大切にすることこそ自治体の任務であり、今回の「南スーダンへの新たな任務による自衛隊の派遣の中止」を求めるものです。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革） 【件　　　名】農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 ＪＡいわてグループは、昨年開催した第 44 回ＪＡ岩手県大会において、「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「結びつき強化」を基本目標として、自己改革に取り組むことを決議し、全国のＪＡグループと共に創造的自己改革の実践にまい進しているところであります。 このような中、11 月 11 日に政府の規制改革推進会議農業ワーキング・グループが、農業改革に関する提言を公表しました。 「農協改革に関する意見」では、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、一方的な内容となっています。 これは、組合員が組織し、運営するＪＡの事業・組織の在り方への過剰な介入と言わざるを得ず、全農経済事業やＪＡ信用事業の機能と役割を無視した不当な内容であり、組織の弱体化を狙った暴論と言わざるを得ません。 また、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」では、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止など、需給調整の混乱を招く恐れがある内容となっており、生産現場は不安と憤りを抱えています。 つきましては、政府が検討している農業・農協改革について、下記事項について意見書を提出します。 記 １．農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合としての自主性を損なうことがないよう、不当な介入は行わないこと。 ２．指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書 米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。 こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。 平成 25 年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）の差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。 平成 26 年度からは、「経営所得安定対策」に切り替わり、米については 10ａあたり 7,500 円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいっそう疲弊しています。しかも、この制度も平成 30 年産米から廃止されようとしています。 これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます疲弊させてしまうことは明らかです。 私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。この観点から、生産費を補う農業者戸別所得補償制度を復活させることを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、 国土交通大臣 【件　　　名】索道事業等に係る免税軽油制度の継続を求める意見書 これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業にとって大きな利点である免税軽油制度が、地方税法の改正に伴い、平成 30 年３月末で廃止される状況にあります。 免税軽油制度は、軽油引取税を免税する制度で、農業用機械や鉄道、船舶、製造業、倉庫、港湾での荷役用途車両など道路を使用しない車両、機械燃料用の軽油について免税が認められてきたものです。 当市においても、索道事業者が使うスキー場のコース整備のためのゲレンデ整備車、人工降雪機、管理車両等の軽油について、申請に基づき免税が認められてきており、大きな援助制度となっております。 この制度が廃止されれば、冬季観光産業などにおいても大きな負担増を強いられ、経営維持が困難となるなど、地域経済や市民スポーツ振興等にも計り知れない影響を与えることとなります。 よって、国においては、これらの実情を深く理解され、免税軽油制度を継続するよう強く要望するものです。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
滝　沢　市	【議決年月日】平成 28 年９月 30 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
滝　沢　市	【議決年月日】平成 28 年９月 30 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、２０１７年度政府予算に係る意見書 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後１０年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。さらに、少子化に伴って児童数が減少している地域では、学級の複式化によって教職員数が減り、子どもたちの学習保障が困難になっています。小規模校における複式学級を解消し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためにも、教職員定数改善は不可欠です。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、日本のＧＤＰに占める公財政支出の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある３４か国）の中でほぼ最下位に近い値となっています。また、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられて以来、いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われています。このことは、自治体の判断として教職員定数改善の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源を保障し、子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出すための条件整備を行っていくことは必要不可欠なことです。 こうした観点から、２０１７年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第９９条により意見書を提出します。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

市町村議会名	意見書の内容
滝　沢　市	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 本年１１月１１日、政府の規制改革推進会議農業ワーキング・グループから農業改革に関する提言が公表されました。 「農協改革に関する意見」では、全国農業協同組合連合会（以下、「全農」という。）の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や信用事業を営む地域農業協同組合（以下、「ＪＡ」という。）について３年後を目途に半減させる等が示されました。その後、事業・組織の見直しに関する事項については排除されましたが、当該意見は協同組合の自主・自立の原則に反します。 中山間地域を抱えた当地域において、ＪＡは農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしており、なくてはならない組織であります。 農協改革については、全農やＪＡ組織が創造的自己改革に取り組んでいることを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進められるべきであります。 また、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」では、指定生乳生産者団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定生乳生産者団体への全量委託の原則廃止等が示されました。その後、条件整備を前提に補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認されました。 指定生乳生産者団体制度および生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度であります。 指定生乳生産者団体制度については、需給調整の実効性と公平性の確保のため維持されるべきであります。 以上の趣旨から下記の事項について、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。 記 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態を鑑み、協同組合としての自主性を損なうことがないよう配慮すること。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 28 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、平成２９年度政府予算に係る意見書 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、日本のＧＤＰに占める公財政支出の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある３４カ国）の中でほぼ最下位に近い値となっています。また、小泉政権下の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策としてしっかりと財源を保障し、子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出すための条件整備を行っていくことは必要不可欠なことです。 以上の観点から、平成２９年度政府予算編成において下記事項の実現について要望いたします。 記 １．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 28 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善をはかるための、平成２９年度政府予算に係る意見書 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後　１０年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。 また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。さらに、少子化に伴って児童数が減少している地域では、学級の複式化によって教職員数が減り、子どもたちの学習保障が困難になっています。小規模校における複式学級を解消し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われています。このことは、自治体の判断として教職員定数改善の必要性を認識していることの表れです。 以上の観点から、平成２９年度政府予算編成において下記事項の実現について要望いたします。 記 １．子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 28 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学教育の充実、発展を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 記 １．私学助成金を更に充実させることを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 12 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められている中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。 しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。 こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えられる。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が各段に重くなっている。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。 しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や議員のなり手不足が大きな問題となっている。 こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。 しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。 こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実に関する意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 記 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命大臣（規制改革） 【件　　　名】農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 政府の規制改革推進会議農業ワーキング･グループは、１１月１１日に農業改革に関する提言を公表しました。 「農協改革に関する意見」では、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、一方的な内容となっています。 これは、組合員が組織し、運営するＪＡの事業・組織の在り方への過剰な介入と言わざるを得ず、全農経済事業やＪＡ信用事業の機能と役割を無視した不当な内容であり、組織の弱体化を狙ったものと言わざるを得ません。 また、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」では、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止など、需給調整の混乱を招く恐れがある内容となっており、生産現場は不安と憤りを抱えています。 つきましては、政府が検討している農業･農協改革について、下記事項について意見書を提出します。 記 １．農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合としての自主性を損なうことがないよう、過剰な介入は行わないこと。 ２．指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書 農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保がはかられるよう強く要望する。 理由 平成２８年１１月１１日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループから「農協改革に関する意見」が公表された。その内容は、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものであったが、その後の与党との調整により、現実的ではない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。 中山間地を抱えた当地域において、ＪＡは無くてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。今回の提言のように、ＪＡの解体を招くような事業および経済への介入は、到底承服することができない。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。 また同日、農業ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も併せて公表した。指定団体以外に出荷する生乳への補助金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、条件整備を前提に補助金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。 指定生乳生産者団体制度および生産者補助金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。 よって国においては、次の事項について取り組むよう強く要望する。 記 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。 しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。 こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月７日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣 【件　　　名】カジノを合法化する統合型リゾート（ＩＲ）推進法案の廃案を求める意見書 賭博を禁止する法律があるにもかかわらず、カジノ法案が１２月２日、衆議院内閣委員会で強行可決された。 本法案は「統合型リゾート（ＩＲ）の整備」としているが、内容は日本で許されなかった民間賭博であるカジノを解禁しようというものである。日本で賭博行為は刑法で禁止されている。その理由を法務省は「勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある」という見解を示している。これを覆すカジノ解禁は許されない。 カジノによって経済面でのプラス効果や集客による地域の活性化につながるとしている。しかし、カジノ解禁は、暴力団の関与、マネーロンダリング、周辺地域の治安の悪化やギャンブル依存症の増加への懸念、青少年健全育成への影響などの問題点が挙げられている。また、ＩＲ方式の施設の破綻は世界各地域で起きている。 政府は、カジノを中核とした統合型リゾート（ＩＲ）の整備をアベノミクスの「成長戦略」に位置付けているが、賭博を財源とする経済政策はあまりに不健全で、経済政策の再考が必要である。 日本という国は、勤勉な日本人の国民性・共同体意識に支えられてこれまで、経済成長と発展に至っている。未来の観光のあり方は国民一人ひとりの努力によって積み上げられ、築き上げられた世界に誇れる景観や歴史、伝統・文化、安全安心な環境こそである。 「国民をして、怠惰浪費の弊風を生じせしめ、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風を害し、国民経済の機能に重大な障害を与える恐れを生じさせる」本法案は決して成立させてはならない。 よって、政府においては、カジノを合法化する統合型リゾート（ＩＲ）推進法案を廃案とするよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 ＪＡ岩手県グループでは、昨年１１月に開催された第４４回ＪＡ岩手県大会において、「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「結びつき強化」を基本目標として、自己改革に取り組むことが決議された。ＪＡ単位組織では、～時代環境の変化に挑戦し「新たな芽」を育てよう～をスローガンに平成２８年度を初年度とする第５次中期３ヶ年計画を策定し、創造的自己改革の実践にまい進しているところである。 このような中、１１月１１日に政府の規制改革推進会議農業ワーキング・グループが、農業改革に関する提言を公表した「農協改革に関する意見」は、①ＪＡ全農の農産物委託販売を廃止し全量買い取り販売に転換する②信用事業を営むＪＡを３年後に半減するなど、一方的な内容となっている。 これは、組合員が組織し、運営するＪＡの事業・組織の在り方への過剰な介入と言わざるを得ず、全農経済事業やＪＡ信用事業の機能と役割を無視した不当な内容であり、組織の弱体化を狙った暴論と言わざるを得ない。 また、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」では、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止など、需給調整の混乱を招く恐れがある内容となっており、生産現場は不安と憤りを抱えている。 ついては、政府が現在進めようとしている農協改革・指定生乳生産者団体制度の見直しは認められない。 よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。 記 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、組合員のための協同組合として自主性を損なうことがないよう、不当な介入は行わないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書 厚生労働省は２０１３年からの４年間で、「特例水準の解消」の名による２．５％削減、マクロ経済スライドの発動による０．９％削減などで年金水準は３．４％目減りさせた。 その上、「少子化」と「平均寿命」の延びを理由に、マクロ経済スライドを使ってこの先３０年間も目減りさせ、さらにデフレ経済下でも適用できるように支給抑制を強化する「年金制度改革法案」を２０１６年１１月２９日衆議院本会議で可決した。 同法案は①物価が上がっても賃金が下がれば賃金に合わせて削減②物価変動が小さくて年金抑制の「マクロ経済スライド」の調整率が完全実施できなかった場合、翌年度以降に繰り越す「キャリーオーバー制度」を導入することが盛り込まれ、際限のない年金削減を押し付ける内容である。 年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、住民税や医療・介護保険料の負担増のもとで高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、高齢者の暮らしは行き詰まり、いまでも深刻な格差と貧困をさらに広げかねない。 年金削減によって高齢者の暮らしが苦境に立つことは、現役世代の暮らしも不安定にする。親の医療や介護の費用が年金でまかなえなければ不足分は子どもや孫の出費増につながる。高齢者の購買力が落ちて、消費が減ることは経済を冷え込ませ、現役世代の賃金や雇用にもマイナスである。 よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。 記 １　年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。 ２　年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 ３　年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。 ４　全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。 しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。 こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。 しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。 こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 政府は平成 26 年 6 月改定の「農林水産業・地域の活力創造プラン」で農協改革の推進を決定した。これに対し、全国農業協同組合連合会では同年 11 月に「ＪＡグループの自己改革について」を決定・公表し、取り組みを進めている。 このような中、11 月 11 日に公表された政府の規制改革推進会議農業ワーキング・グループの「農協改革に関する意見」は自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ない内容であった。その後の与党との調整により今回の改革への盛り込みは見送られたが、今後も協同組合原則を無視した規制改革圧力が繰り返される懸念がある。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。 また、ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も公表した。その内容は、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、与党との調整で一定の条件整備を前提に補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。 指定生乳生産者団体制度は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大を図る仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては極めて重要な制度である。 酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給と収益力の向上につなげるため、現行の指定生乳生産者団体制度の存続を要望する。 記 １　農協改革においては、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性を踏まえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきたきわめて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 28 年 11 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、内閣府特命担当大臣（防災） 【件　　　名】台風第 10 号の大雨等による被害に対する支援を求める意見書 今回の台風第 10 号による被災者の生活再建支援及び被災地の復旧が早期に図られるよう強く要望する。 理由 北上山地の東側に位置し、面積 992ｋ㎡と東京 23 区に横浜市を加えた広さに匹敵する広大な面積を有する本町に、気象庁が統計を取り始めて以来、初めてとなる東北地方の太平洋岸へ直撃上陸した台風第 10 号が、去る８月 30 日に本町を通過したことに伴い町内各地で記録的な大雨となり、かつて経験したことの無い河川の大規模な氾濫等が発生し、これまでに 19 名もの尊い人命が失われるとともに、いまだ２名の方が行方不明となっている。また、住家の流失、倒壊、浸水等による被害、道路、河川等の公共土木施設や水道などのライフライン、農地、農林水産施設、商店、観光施設など、町内全域に甚大な被害がもたらされた。 住民生活はもとより、地域経済が大きな打撃をこうむったところであり、こうした状況の下、今なお、多数の方々が避難生活を余儀なくされており、町民が受ける影響と不安は、はかり知れないものとなっている。 本町は、平成 23 年３月の東日本大震災津波でも被災しており、いまだ復興道半ばである。こうした中で、今回の台風第 10 号による被害額は、東日本大震災津波をはるかに上回る規模となったところであり、度重なる自然災害により町民生活や町内経済は非常に大きな影響を受けている。 よって、国においては、今回の台風第 10 号による被災者の生活再建支援及び被災地の復旧が早期に図られるよう、次の事項について強く要望する。 記 １　当面の災害応急対策等の実施のため、被災者に寄り添った支援が行われるよう、災害救助法における救助対象や基準等の柔軟かつ弾力的な運用を行うとともに、災害対策に係る特別な財政需要に対応できるよう、特別交付税による措置や、弾力的で使途の自由度の高い取り崩し型基金等の創設を支援するなど、特段の財政措置を講じること。 また、東日本大震災津波時よりも被災家屋が多いことから、災害廃棄物等の処理費用に対して、東日本大震災津波の際と同様に、特段の財政措置を講じること。 ２　災害復旧事業の早期着手を行うこと。 また、今回の災害は被害が甚大かつ広範囲に及ぶことや、東日本大震災津波からの復

市町村議会名	意見書の内容
（岩泉町）	興途上にある特殊事情に配慮し、机上査定で行う要件を緩和するなど、制度の柔軟な運用や事務手続きの簡素化を図るとともに、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について地方負担の軽減を図るため、特段の財政措置を講じること。 3　東日本大震災津波からの復興事業が大詰めを迎えている中、今回の災害からの復旧復興事業への早急な対応が必要となるなど負担が過重となるため、これらの業務を担う専門的知識を有する人材の確保について、特段の支援を行うこと。 4　農地や牧草地の流失や土砂流入、用水路等の農業施設や生乳加工施設等の共同利用施設の甚大な被害について、早期復旧に向けた支援を行うとともに、農業共済の対象外となっている農作物の被害補助や、畜産農家における収穫した牧草の流失や飼料用トウモロコシの倒伏等の被害により生じた代替飼料の購入に要する経費について財政措置を講じるなど、農業経営の再開に向け、特段の支援を行うこと。 5　林道の路肩や法面の崩壊、路面の流失、山地の崩壊等の甚大な被害について、早期復旧に向けた支援を行うとともに、林道災害復旧の対象外となる被災箇所の復旧に要する経費について財政措置を拡充するなど、林業活動の再開に向け、特段の支援を行うこと。 6　防波堤等の漁港施設や定置網等の漁業設備等の甚大な被害について、早期復旧に向けた支援を行うとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の補助対象拡大及び補助率の嵩上げ等の見直しを早急に行うこと。 　また、サケ・マスふ化場が被災し、本町のサケ増殖事業に深刻な影響が出ているため、施設設備の早期復旧について財政措置を講じるなど、漁業活動の再開に向け、特段の支援を行うこと。 7　急激な河川の増水により、各所で主要な道路が寸断され、地域の安全や経済に多大な影響を与えたことから、堤防の整備や河道掘削など、河川や道路等について災害に強い公共土木施設の整備・復旧を行うとともに、河川河道内、橋りょう及び水門付近において堆積している流木の撤去等に対し、特段の支援を行うこと。 　また、日常の連絡手段でもあり、被災者支援情報など被災者の生活を支えている情報通信基盤等にも大きな被害が生じたことから、条件不利地域において町が整備した光ファイバー等の情報通信基盤や共聴組合が保有するテレビ共同受信施設の早期復旧を行うため、特段の支援を行うこと。 8　被災者に寄り添った支援が行われるよう、被災者生活再建支援制度の支援対象拡大などの見直しや被害認定等において柔軟な運用を行うこと。 　また、住民の生活に直結する生活道路や生活橋も多数被害を受けており、これらも含め、従来、公共土木災害復旧の対象外となる被災箇所の復旧について、特段の支援を行うこと。 　さらに、家屋が被災した住民には町税の減免が行われるが、災害からの復旧復興の中で、財政事情はさらに厳しさを増すことになるため、減免に伴う減収分について、特段の財政措置を講じること。

市町村議会名	意見書の内容
（岩泉町）	9　医療機関や社会福祉施設等の早期復旧に対し、特段の支援を行うこと。 　また、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び障害福祉サービス等における被保険者の一部負担金や利用者負担金並びに、保育料等に対する免除措置について、特段の財政措置を講じること。 10　被災事業者や中心商店街等の施設設備、宿泊施設や観光施設の早期復旧のため、低利の融資、利子補給はもとより、今回の災害に対応したグループ補助金の実施など、事業の早期復旧再開に向けた補助制度の創設等について、特段の支援を行うこと。 11　被災した学校施設、文化財等の早期復旧を行うため、特段の支援を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	**【議決年月日】平成 28 年 12 月９日** **【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣** **【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書** 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。 しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。 こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書 農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保がはかられるよう強く要望する。 理由 平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループから、「農協改革に関する意見」が公表された。その内容は、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものであったが、その後の与党との調整により、現実的ではない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。 中山間地を抱えた当地域において、ＪＡは無くてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。今回の提言のように、ＪＡの解体を招くような事業および経営への介入は、到底承服することができない。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。 また同日、農業ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も併せて公表した。指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、一定の条件整備を前提に補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。 指定生乳生産者団体制度および生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。 よって国においては、次の事項について取り組むよう強く要望する。 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成 28 年 12 月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。 また、地方議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。 しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。 こうした中、地方議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成 28 年 12 月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書 農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保がはかられるよう、下記事項について強く要望する。 記 １.農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２.指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 28 年 12 月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書 農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保がはかられるよう強く要望する。 平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループから、「農協改革に関する意見」が公表された。その内容は、ＪＡ全農の農作物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものであったが、その後の与党との調整により、現実的ではない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。 中山間地を抱えた当地域において、ＪＡは無くてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。今回の提言のように、ＪＡの解体を招くような事業および経営への介入は、到底承服することができない。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。 また同日、農業ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も併せて公表した。指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、条件整備を前提に補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。 指定生乳生産者団体制度および生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。 よって国においては、次の事項について取り組むよう強く要望する。 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 28 年 12 月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。 しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。 こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 28 年９月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、総務大臣、文部科学大臣、財務大臣 【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書 ３５人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた３５人以下学級の拡充が予算措置されていません。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、２６人～３０人を挙げています。 このように、保護者も３０人以下学級を望んでいることは明らかです。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある児童生徒への対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある３１ヵ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 こうした観点から、２０１７年度政府の予算編成において下記事項の実現について、強く要望します。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、３０人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 28 年９月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実させることを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 28 年９月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣 【件　　　名】安全保障関連法の具体化と発動に反対し、南スーダンから自衛隊部隊の撤退を求める意見書 今年３月、安全保障関連法が施行され、11 月中旬には南スーダンＰＫＯに第 11 次隊として青森市駐屯の第９師団第５普通科連隊の派遣が予定されています。 防衛大臣は、武器使用を想定した「駆け付け警護」や「宿営地共同防衛」訓練の開始を発表しました。新任務が付与されれば、戦後初めて自衛隊員が日本の防衛とは無関係に「殺し、殺される」という深刻な事態が起こりかねません。第９師団第５普通科連隊は、岩手県人も多く、東日本大震災発生時はいち早く被災地入りし支援活動を行った部隊です。 自衛隊が派遣されている南スーダン首都ジュバは、７月以降内戦状態となり、国連ＰＫＯ基地周辺でも激しい戦闘があり、自衛隊員は防弾チョッキを着用して防弾壕に入って安全を確保したと報じられています。ＰＫＯ参加５原則は、現地に派遣された自衛隊が憲法の禁止する武力行使に至ることを防止するための「担保」とされていますが、現在の南スーダンの状況は戦闘が再燃し、その前提が崩れています。 よって、軽米町議会は、日本政府に対し、憲法第９条に基づいた平和外交に徹し、集団的自衛権や米軍への兵站など安全保障関連法の具体化と発動をさせず、自衛隊員の安全確保を最大限考慮しながら南スーダンから部隊を撤退させることを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保がはかられるよう強く要望する。 理由 中山間地を抱えた当地域において、ＪＡはなくてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。今回、規制改革推進会議農業ワーキング・グループから公表された「農協改革に関する意見」のように、ＪＡの解体を招くような事業及び経営への介入は、到底承服することができなく、真に農業者の立場に立った創造的自己改革を基本に進められるべきであること。 また、指定生乳生産者団体制度及び生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行う酪農家にとっては極めて重要な制度であること。 よって、国においては、次の事項に取り組むよう強く要望する。 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の観点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性を踏まえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 上記のとおり地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	**【議決年月日】平成 28 年 12 月６日** **【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣** **【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書** 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。 しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。 こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月６日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度維持については、需給調整の実効性と公平性の確保が図られるよう強く要望する。 理由 平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループから、「農協改革に関する意見」が公表され、その内容は、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡについて３年後を目途に半減させる等のものであったが、その後の調整により、農業者にとって不利益と思われる事業・組織の見直しについては、取り止めの見込みとなっている。 中山間地を抱えた当地域において、ＪＡは無くてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。 農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。 また同日、同会議農業ワーキング・グループは、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も併せて公表しており、その内容は、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であったが、その後、条件整備を前提に補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認されている。 指定生乳生産者団体制度および生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。 よって、次の事項について取り組むよう強く要望する。 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を尊重するとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、農業者にとって不利益となるような事業・組織の見直しを行わないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 　地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。 　また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。 　しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。 　こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。 　よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。 　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、 【件　　　名】農協改革に関する意見書 平成 28 年 11 月 11 日、政府の規制改革推進会議「農業ワーキング・グループ」は農業改革に関する提言を公表いたしました。 「農協改革に関する意見」では、JA 全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や信用事業を営む JA を、３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものであり、一方的な内容となっております。 その後、与党との調整により、農協つぶしにつながる急進的な提言は排除され、今回の改革に盛り込むことは見送られたものの、これからも協同組合原則を無視した規制改革圧力が繰り返される懸念があります。 中山間地を抱えた当地域において、JA は無くてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティに大きな役割を果たしております。 農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきであり、今回の提言のような政府の不当な介入は、地域農業の振興・地域社会への混乱を生じさせる恐れがあります。 よって、農協改革にあたっては、農業者や農業団体等の意見や実情を十分に踏まえた内容とするよう、下記の事項について強く要望いたします。 記 1　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。